

「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案」等について（概要）

令和 5 年 10 月
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

1. 現状及び改正の経緯

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）が昨年通常国会で成立。このうち、電気事業法（以下「法」という。）における認定高度保安実施設置者制度※（以下「認定制度」という。）に係る規定は令和 5 年 12 月 21 日の施行を予定しており、下位省令の整備を行う必要がある。

加えて、これまで、法第 55 条に基づく定期安全管理審査における評価に応じて、検査・審査周期の延伸といったインセンティブを認めていたところ、認定制度にも類似する特例が存在するため、認定対象として主に想定される火力発電所の設置者に対する、当該インセンティブにおける類型を統合することで、認定制度への移行を促すこととする。

2. 案の概要

①電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（1）電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）

- ✓ 電気事業法施行令改正に伴い、条項を整理（第 47 条の 12、第 47 条の 13、第 67 条、第 73 条の 6 の 2、第 94 条の 5 の 2）
- ✓ 認定事業者が実施する自主検査の実施を踏まえて、定期自主検査の実施時期を定めることとする（第 94 条の 2）
- ✓ 認定事業者が実施する自主検査の方法を規定（第 94 条の 3）
- ✓ 認定事業者が実施する定期自主検査に係る記録保存の期間を規定（第 94 条の 4）
- ✓ 法第 55 条に基づく定期安全管理審査における評価を「定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評価された組織」に一本化し、当該評価に応じた定期自主検査の実施時期の規定も一本化する（第 94 条の 2、第 94 条の 5 第 1 項）
- ✓ 風力発電設備の安全管理審査の受審時期について、2 号において使用前安全管理審査を受けてから 3 年 3 月以内に受けなければならないことを規定（第 94 条の 5 第 2 項）
- ✓ 認定制度の対象となる電気工作物の種類を規定（第 95 条の 2）
- ✓ 認定の申請方法及び当該方法を認定更新時に準用する旨を規定（第 95 条の 3、第 95 条の 5）
- ✓ 認定の基準を規定（第 95 条の 4）
- ✓ 変更の届出方法を規定（第 95 条の 6）
- ✓ 取消しその他の理由により認定が効力を失った場合の定期自主検査の実施時期及び特段の事情により本来行うべき時期に実施できない場合における特例を規定（第 94 条の 2 第 2 項第 3 号、第 95 条の 7）
- ✓ 認定事業者が行う保安規程の記録について、記録及び保存の方法を規定（第 95 条の 8）
- ✓ 認定事業者が行う主任技術者の選任又は解任の記録について、記録及び保存の方法を規定（第

95 条の 9)

- ✓ 認定事業者が保存する記録等について、電磁的方法による保存が認められる旨を規定（第 95 条の 10）
- ✓ 法第 105 条の 2 に規定する情報処理推進機構の調査について、調査の対象及び対象となる者の調査協力に係る努力義務を規定（第 132 条の 24）
- ✓ 認定の具体的な基準を規定（別表第 8）

（2）電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）

- ✓ 溶接自主検査年報の報告対象者から認定事業者を除外。

（3）電気事業法関係手数料規則（平成 7 年通商産業省令第 81 号）

- ✓ （1）に伴い、必要な条項の整理を行う。

②電気事業法施行規則別表第八の第二号下欄の 3 の経済産業大臣が定める基準

- ✓ 施行規則別表第八第二号の三の規定に基づき、認定基準の詳細を規定

③認定高度保安実施設置者の認定について（新設）

- ✓ 認定高度保安実施設置者制度の運用を規定

3. 今後のスケジュール

令和 5 年 10 月 24 日～11 月 22 日	パブリックコメント
令和 5 年 11 月	公布（予定）
令和 5 年 12 月 21 日	施行